



人権だより

【問合せ先】桂川町人権センター ☎65・1187

こども基本法

桂川町では昨年一年間、子どもの人権をテーマにして人権講演会やパネル展などの取組を行ってきました。3月に各家庭へお配りした人権啓発冊子「けいかん」のなかで、子どもの権利条約について掲載しています。

この国際条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの子どもの権利が定められています。日本は1994年にこの条約に批准していますが、この条約自体が日本ではあまり認知されていませんでした。国内法では児童福祉法や教育基本法など、それぞれの分野での個別の法律はありますが、子どもの権利を守る基本となる法律が定められていませんでした。

そこで昨年6月に、子どもの権利を守る包括的な法律として、こども基本法が制定されて4月1日から施行されています。

○こども基本法の内容

対象となる子どもの定義について、心身の発達過程にある者とされていて年齢の決まりはありません。基本理念は

- ・ 全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないようにすること。

- ・ 全ての子どもが適切な養育、生活の保障、保護をされて健全な成長をし、権利が保障されること。教育を受ける機会が等しくあること。

- ・ 全ての子どもが、意見を表明する機会、社会活動に参画する機会が確保されること。
- ・ 全ての子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先され考慮されること。

- ・ 子どもの養育は家庭を基本として、保護者に第一義的責任がある認識の下、十分な支援を行うこと。家庭養育が困難な場合はできる限り家庭と同じ養育環境を確保すること。

- ・ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

この理念を基にして、少子化対策子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策などの政策がすすめられます。私たちがこども基本法の意義を理解して、子どもが安心して暮らせる社会を築いていくことが大切だと思います。



図書館だより

【問合せ先】桂川町立図書館 ☎65・4946

■「春のおはなし会」

今年は春におはなし会を開催します。ボランティア団体による趣向を凝らした読み聞かせは、目がはなせませんよ～。詳しくは、図書館までお問い合わせください。

日時 4月23日(日) 14時～(30分程度)

場所 町立図書館内 フリースペース

■ 脳も活性化！ 大人の折り紙教室

鮮やかな折り紙から生み出される作品で、いつもの生活に素敵な彩を加えてみませんか。

興味のある方は、どうぞ図書館までお申し込みください。

日時 ①5月17日(水) ②6月14日(水) 10:00～12:00

場所 町立図書館内 フリースペース

■ 図書館の資料からクイズの答えを探せ！

4月23日(日)～5月12日(金)はこどもの読書週間です。町立図書館では、小学生を対象に、図書館内にあるポプラディアなどの図書調べてクイズに答える「クイズチャレンジ」を実施します。調べ学習の第一歩として、気軽に参加してみませんか。

正解者には、かわいい賞品をプレゼントします。詳しくは、町立図書館までお問い合わせください。

期間： 4月23日(日)～5月7日(日)

※プレゼントがなくなり次第、クイズチャレンジは終了します。



▲来場者にはかわいいストラップをプレゼント

■：休館日
○：ミニミニおはなし会 (14時30分～)

4月							5月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						①							⑥
2	3	4	5	6	7	⑧	7	8	9	10	11	12	⑬
9	⑩	11	12	13	14	⑮	14	⑮	16	17	18	19	⑳
16	⑰	18	19	20	21	⑳	21	⑳	23	24	25	26	㉑
23	⑳	25	26	27	28	㉒	28	㉑	30	31			
30													

【開館】 平日：9時30分～18時00分
日曜・祝日：9時30分～17時00分